

議案第76号

みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、社会体育施設の旭グラウンドの使用料の額を改正する等のため必要があるからである。

みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三好町条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2旭グラウンドの項中

「

コインシャワー	1回	50
グラウンド	全面1時間につき	4,530
	半面1時間につき	2,260

を

」

「

グラウンド	全面1時間につき	5,240
	半面1時間につき	2,620

に、「5,49

」

0」を「6,470」に、「4,390」を「4,310」に改め、同表備考第1項中「コインシャワー及び」を削り、同表備考第3項中「(コインシャワーを除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収する。

みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
(使用料)				(使用料)			
第13条 利用者（太陽の広場及びみよし市ゲートボール・グラウンドゴルフ場を利用するために許可を受けた者を除く。）は、別表第2に定める額の使用料を納入しなければならない。				第13条 利用者（太陽の広場及びみよし市ゲートボール・グラウンドゴルフ場を利用するために許可を受けた者を除く。）は、別表第2に定める額の使用料を納入しなければならない。			
2 略				2 略			
別表第2（第13条関係）				別表第2（第13条関係）			
（単位：円）				（単位：円）			
施設の名称	区分	単位	使用料	施設の名称	区分	単位	使用料
旭グラウンド	グラウンド	全面1時間につき	5,240	旭グラウンド	コインシャワー	1回	50
		半面1時間につき	2,620		グラウンド	全面1時間につき	4,530
	照明設備	全灯1時間につき	6,470		半面1時間につき	2,260	
		半灯1時間につき	4,310		照明設備	全灯1時間につき	5,490
				半灯1時間につき	4,390		
きたよしグラウンドの項 略				同左			
備考				備考			
1 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者に係る使用料（照明設備を除く。次項において同じ。）の額は、この表に定める額の2倍の額とする。				1 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者に係る使用料（ <u>コインシャワー及び照明設備</u> を除く。次項において同じ。）の額は、この表に定める額の2倍の額とする。			
2 略				2 略			
3 第6条第1項に規定する利用時間を超えて利用した場合は、当該超えた時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間とする。）につき、その利用に係る1時間単位の使用料の額に相当する額を加算する。				3 第6条第1項に規定する利用時間を超えて利用（ <u>コインシャワーを除く。</u> ）した場合は、当該超えた時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間とする。）につき、その利用に係る1時間単位の使用料の額に相当する額を加算する。			
4 略				4 略			